

中道地区 地域おたすけガイド ～ 災害時初動期活動マニュアル ～

この冊子は、中道地区の自然災害に対し発災初動期の防災福祉コミュニティとしての活動を行う時に参照するために作成されたものです。

平成30年3月

中道地区防災福祉コミュニティ

目次

はじめに ～ 防災福祉コミュニティの役割	1
1. 中道地区の災害危険	2
2. 中道地区防災福祉コミュニティの組織	
(1) 活動ブロック	3
(2) 役員名簿	5
3. 災害別対応マニュアル	6
(1) 大地震編	7
(2) 風水害編	10
4. 防災施設・資材リスト	14
5. 参考資料	
・防災資器材の使い方等（市民防災リーダーテキストより）	15

はじめに

大規模災害では、「自助」＝自らの命は自らで守る、「共助」＝自分たちのまちは自分たちで守るという精神がとても大切です。その目的達成のために、市民による「自主防災組織」は必要不可欠なものといえます。

神戸市には震災前から地域福祉センターを活動拠点として福祉活動を中心に実施している「ふれあいのまちづくり協議会」があり、その結成単位が概ね小学校区単位となっているため、連携・融合した活動ができるよう防災福祉コミュニティの結成単位も同じように概ね小学校区単位としています。

中道地域防災福祉コミュニティも同様に、旧中道小学校区を範囲とした中道ふれあいのまちづくり協議会と一体となって、自主防災組織として活動を進めています。また、会下山小学校区全体での防災への取り組みも必要で、川池地区防災福祉コミュニティとの連携も必要となります。

災害が発生していない平常時は、各種防災訓練や応急手当など、いざという時に備えた活動や普段からご近所同士で顔の見える関係を構築し、いざという時にも助け合うことができるような取り組みが必要です。

いざ災害が発生したときには普段の訓練の成果を発揮し、消火や救助などにさまざまな資機材を駆使して、災害への初期対応活動を災害弱者に配慮しながら行う必要があります。

1. 中道地区の災害危険

中道地区は神戸市内の他の地区と同様、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けました。その後、震災復興のまちづくりやその他の対応が多くなされており、以前に比べ防災力は強化されていますが、次のような自然災害が想定されます。

① 地震（1995年阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた）

- ・強い揺れによる建物の倒壊
- ・大地震後の火災（松本地区の事例）
- ・大津波の間接的影響（避難者の受け入れ等）

② 風水害

- ・新湊川氾濫の影響（1998年、99年の新湊川水害）

新湊川の水害後、湊川隧道が改修され危険度は減少していますが、近年の異常気候のもとでは想定外の降雨があれば危険性は増します。

2. 中道地区防災福祉コミュニティの組織

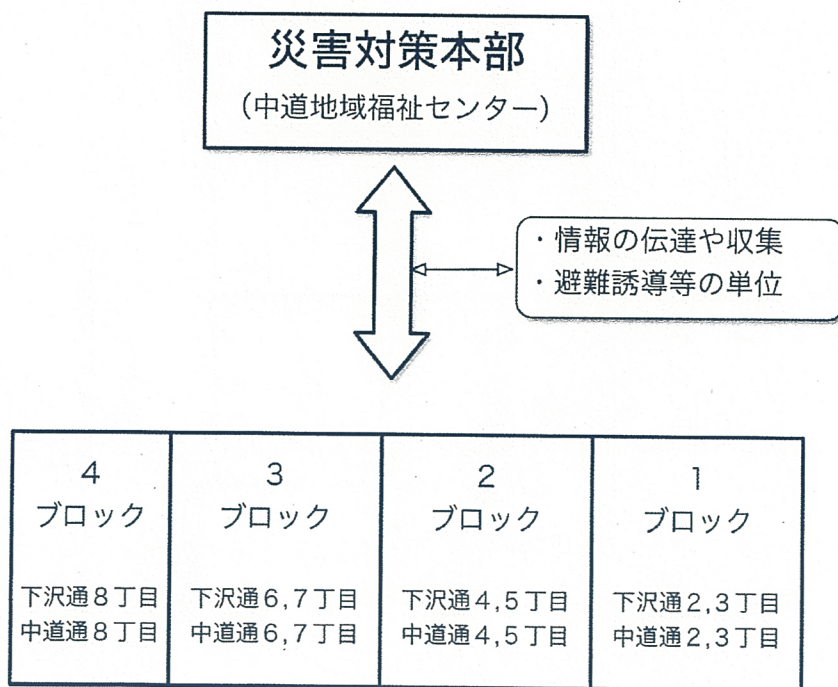
(1) 活動ブロック

災害時には、多数の住民や来街者・小中高生など災害の発生時期や時間によって多種多様な人々が避難したり、また救助活動をしたりすることになります。自主防災組織は、地域のことをよく知っており生活の拠点を置いている地域住民が中心になって構成していくこととなります。

また、中道地域は比較的広範囲にわたっており、一つの単位での初期対応活動は困難であると思われるため、次ページのようなブロック単位での初期対応活動を行うこととしています。

また、防災活動には中枢となる場所や施設が必要とることから、災害対策本部を近くの公園に防災資機材がある「中道地域福祉センター」に置くこととします。

◆防災活動ブロックの基本構成



3. 災害別対応マニュアル

ここでは、大地震と風水害の2つのケースについて、初動期に防災福祉コミュニティの活動の流れを想定し、それぞれの段階でどんな活動が必要かを整理しています。

(1) 災害の特徴

①大地震

- ・大地震は、予告なしに突然発生します。
- ・発生を待ち受けて、あらかじめ準備しておくことができません。
- ・普段の訓練を活かした、臨機応変な対応が必要です。
- ・阪神・淡路大震災での経験と教訓を活かしましょう。

②風水害

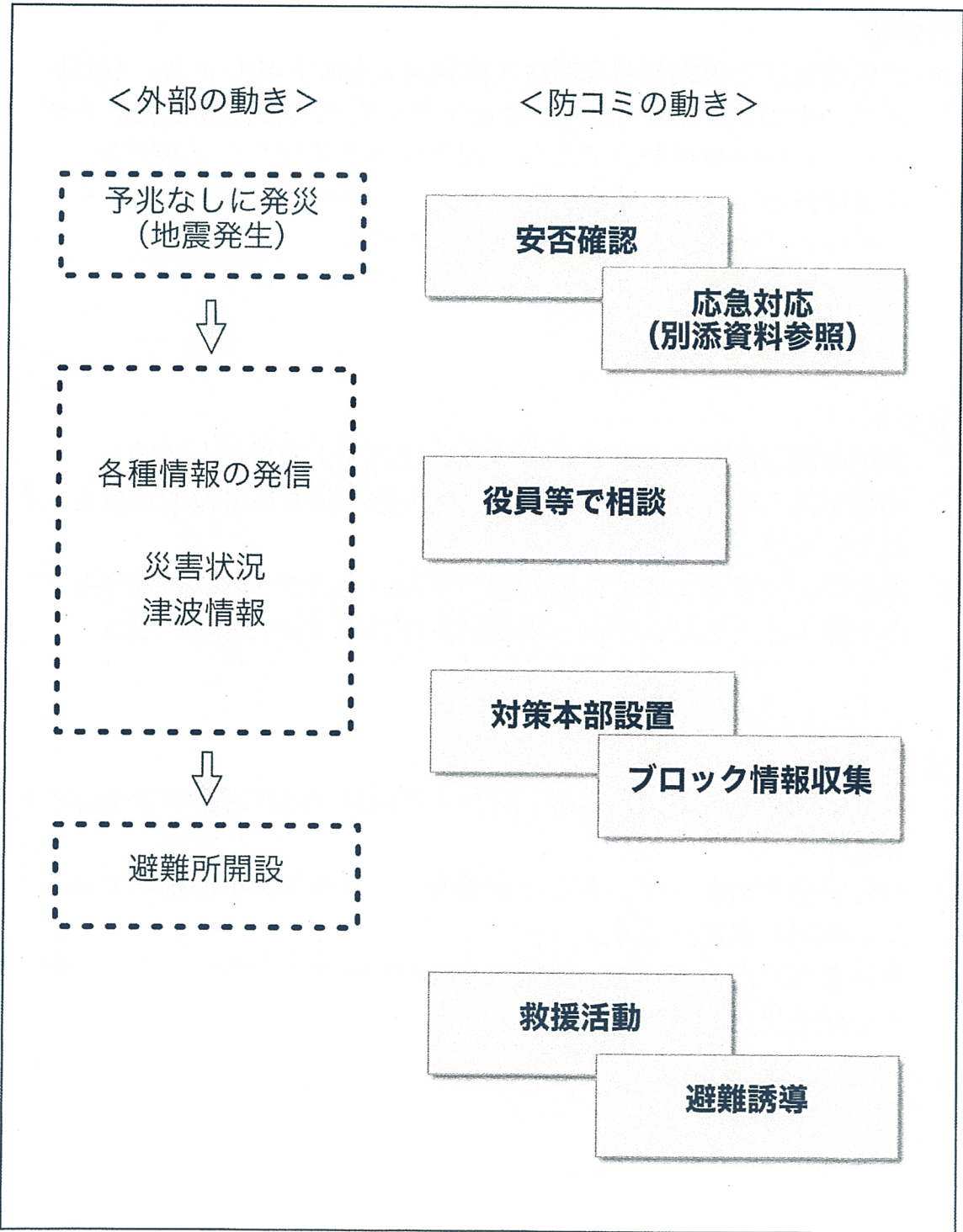
- ・多くの場合、何日か前から天気予報の情報や予兆があります。
- ・ある程度心の準備や防災機器等の準備が可能です。
- ・大雨や強風があっても、被害が起こるとは限りません。
- ・災害が起こる前に、避難し人的被害を予防することができます。

このように、災害の原因になる自然現象によって災害の姿形に特徴があり、地域での対応にも違いが出てきます。とくに、大災害になって避難所への避難が終わるまでの初動期に大きな違い出てきます。

(2) 大地震編

◆大地震時の活動の流れ

大地震時の流れ



◆主な活動内容

以下には、活動の流れに沿ってその主な内容を記していますが、最低限必要な事項と考えてください。災害時には想定外のことがたくさん発生しますので、みんなで相談しながら臨機応変に対応しましょう。

※□には、その行動が完了したら ✓ マークを付ける。

①安否確認

- まずは自分と家族など身近な人の状況を確認しましょう。(自助)
- 次に、隣近所などあらかじめ決めておいた名簿の範囲の安否を確認めます。これは役員だけでなく、周辺住民全員で行う必要があります。
- 安全を確認した人、被害にあった人、不明な人などをまとめます。
→あらかじめ作成している名簿にまとめる。
- 安否確認をした内容をブロック長か対策本部に報告します。

②応急対応

- 安否確認と同時に、建物の倒壊や火災の発生を確認します。
- 問題が起こっているときは、身近な人達が協力して対応できるときは対応します。(共助)
- 問題が大きすぎてすぐには対応できないときは、緊急連絡先などに助けを呼ぶとともに、ブロック長および対策本部に報告します。

③役員等で相談

- 災害が発生しているときは、防コミ委員長又は代理が緊急会議を招集します。
- その時点でわかっていることを整理し、対策本部の設置が必要かどうかを検討し決定します。
- 被害を受けた人がいて、地域での支援が必要と判断したら、対策本部の設置を決定します。

④対策本部の設置・ブロック情報の収集

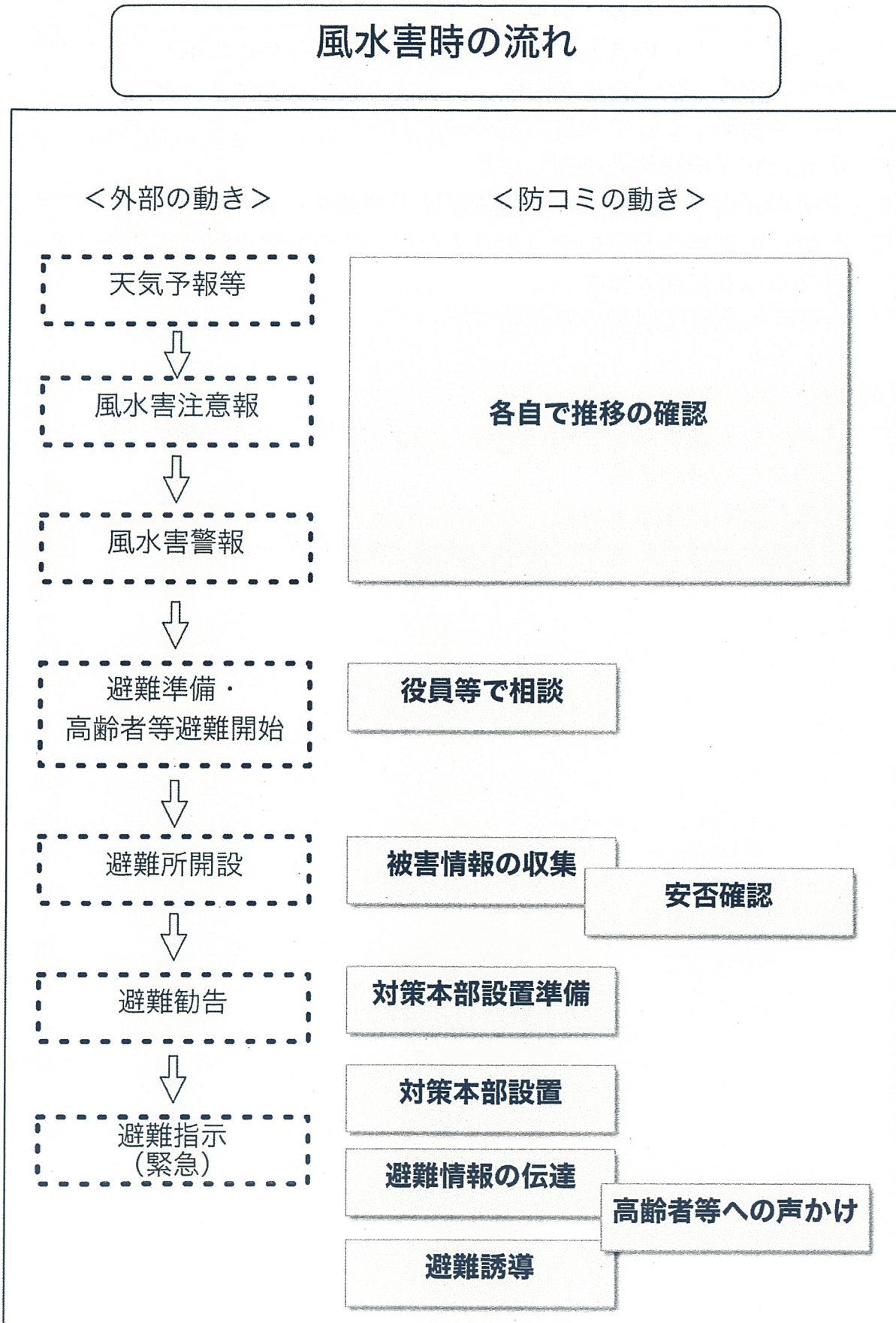
- 対策本部の設置が必要な場合、中道地域福祉センターに対策本部を設置し、各ブロック長に招集をかけます。
- 各ブロックからの状況報告を受けて、共有するために取りまとめます。
- 管内の地図・掲示板等を配置し、地域の状況を見やすく整理して、いちいち説明しなくても目で確認できるようにします。
- 必要な防災機器等を調達します。
- 支援が必要なブロックに救援隊派遣の準備をします。
- 行政との連絡や情報のやり取りを行い、その内容を掲示するとともに、各ブロックに伝えます。
- 区役所へ避難所開設の要請をする。

⑤救援活動・避難誘導

- 支援が必要なブロックがあれば、必要な支援の内容と機材を検討して、救援隊を派遣します。
- 避難行動が必要なときは、あらかじめ決められている避難場所への経路の安全を確認してから避難の誘導にあたる人員を派遣します。

(3) 風水害編

◆風水害時の活動の流れ



◆風水害時に発せられる避難情報の種類

消防等行政から発せられる避難情報には、状況の進展に応じて下表のものが
ありますので、その意味を十分理解おく必要があります。

発表する情報	意味等	求められる行動
避難準備・高齢者等避難開始	大雨や暴風が続くと見込まれ、土砂災害や洪水が発生する可能性が高まっている状況。	お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は避難を開始してください。 それ以外の方については、気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに避難してください。
避難勧告	土砂災害や洪水などが発生する恐れがあり、命が危険にさらされる可能性が高まっているため、避難が必要。	速やかに避難を開始してください。 外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
避難指示（緊急）	災害の前兆現象が発生、切迫した状況から命が危険にさらされる可能性が非常に高まっている状況。ただちに避難が必要。	緊急に避難してください。 外が危険な場合は、屋内の高いところに緊急に避難してください。

◆主な活動内容

以下には、活動の流れに沿ってその主な内容を記していますが、最低限必要な事項と考えてください。災害時には想定外のことがたくさん発生しますので、みんなで相談しながら臨機応変に対応しましょう。

※□には、その行動が完了したら ✓ マークを付ける。

①役員等で相談・本部設置準備

- 天気予報や警報等を受け、防コミ委員長または代理人が役員に招集をかけます。
- 本部設置の条件を相談し、天候の推移を見ます。
- 災害発生の危険性が大きいと判断したときまたは「高齢者等避難開始」の令が出たときは、発生前に本部設置を決定します。

②対策本部の設置

- 対策本部の設置が必要な場合、中道地域福祉センターに対策本部を設置し、各ブロック長に連絡します。
- 各ブロックからの状況報告を受けて、共有するために取りまとめます。
- 管内の地図・掲示板等を配置し、地域の状況を見やすく整理して、いちいち説明しなくても目で確認できるようにします。
- 必要な防災機器等を調達します。
- 区役所へ避難所開設の要請をする。

③高齢者等への声かけ

- 「高齢者等避難開始」の令が出ているときは、各ブロック単位で高齢者や手助けが必要な人に避難するように声かけをします。
- 声かけ内容は、天候等の状況・避難の必要性・避難場所・支援することなどです。

④避難誘導

- 本部とブロック長との間で避難場所と経路の確認を行い、あらかじめ定めておいた手順で避難場所へ誘導します。
- この時、遠廻りになっても安全に通行できる経路を選択する必要があります。
- 天候が悪いときが多いので、全員が雨天用の服装や夜間では懐中電灯などの準備が必要です。

⑤安否確認

- 各ブロックごとに避難場所での安否確認を行います。
- 安全を確認した人、被害にあった人、不明な人などをまとめます。
→あらかじめ作成している名簿にまとめる。
- 安否確認した内容をブロック長が対策本部に報告します。

⑥被害情報の収集

- 風雨が緩まり安全が確認できたら、全地域の被害状況の確認を行います。
- 確認作業は、必ず2人以上でチームを組んで実施します。
- とくに会下山町の傾斜地の確認を重点的に行います。
- 情報を取りまとめ、被害があれば地図に書き込むなど見やすく整理します。
- 被害の有無を行政に報告するとともに、避難者にも報告します。

4. 防災施設・資材置場設置箇所

中道地区防災福祉コミュニティの各施設は下記のとおりとする。

(1) 災害対策本部

中道地域福祉センター

神戸市兵庫区中道通4丁目2番8号

電話：078-575-1118

(2) 防災資材置場（防災福祉コミュニティ資材倉庫）

① 東中道公園

神戸市兵庫区中道通4丁目1番

② 中道公園

神戸市兵庫区中道通6丁目1番

※これらの施設・資材は、災害時に防災福祉コミュニティだけが利用できるものではなく、それぞれの管理者と協議・融通しながら活用していく必要があります。